明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

3　福島県知事は、確認をしたときは、申請者に対して、別記様式第十による確認書を交付するものとする。

4　福島県知事は、確認をすることができないときは、申請者に対して、別記様式第十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5・6　（略）

7　福島県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式第十二により当該確認を受けていた個人事業者又は法人にその旨を通知するものとする。

8　福島県知事は、確認をした場合には、その旨、当該確認の日付及び当該確認を受けた個人事業者の氏名又は法人の名称を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は確認を取り消した場合も、同様とする。

9　（略）

（法第三十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第二十四条　確認（法第三十七条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする個人事業者又は法人（以下この条において「申請者」という。）は、平成二十三年三月十一日における当該申請者の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　申請者の申請については、当該申請者が被災労働者を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等（当該区域が避難解除区域等となった日をいう。第四項において同じ。）以後に行うものとする。

3　福島県知事は、確認をしたときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第四による確認書を交付するものとする。

4　福島県知事は、確認をすることができないときは、第一項の個人事業者又は法人に対して、別記様式第五によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5・6　（略）

7　福島県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式第六により当該確認を受けていた個人事業者又は法人にその旨を通知するものとする。

8　福島県知事は、確認をした場合には、その旨、確認の日付及び当該確認を受けた個人事業者の氏名又は法人の名称を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は確認を取り消した場合も、同様とする。

9　（略）

（法第三十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第十三条　確認（法第三十七条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第七による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　確認を受けようとする個人事業者又は法人の申請については、当該個人事業者又は法人が法第四条第三号に規定する原子力災害の被災者である労働者（第四項において「被災労働者」という。）を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等（当該区域が避難解除区域等となった日をいう。第四項において同じ。）以後に行うものとする。

3　前条第二項から第九項までの規定は、第一項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第五項中「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第四項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十五」と、同条第七項中「別記様式第十二」とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。

4　確認を受けた個人事業者又は法人が、当該確認を受け被災労働者を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等以後新たに避難解除区域等となった区域に当該事業所を移転し、若しくは新たに被災労働者を雇用する事業所を設置し、又は当該区域内に現に存する事業所において被災労働者を雇用する場合は、別記様式第十七による届出書に必要な書類を添えて、福島県知事に届け出ることができる。

5　（略）

6　前条第三項、第八項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同条第三項中「第一項」とあるのは、「第二十四条第一項」と読み替えるものとする。

（法第三十七条の復興庁令で定める労働者）

第二十五条　法第三十七条の復興庁令で定める労働者は、被災労働者とする。

（法第三十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第二十六条　確認（法第三十八条に規定する確認をいう。）を受けようとする個人事業者又は法人（以下この条において「申請者」という。）は、平成二十三年三月十一日における当該申請者の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十八による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

3　前条第二項から第九項までの規定は、第一項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、同条第三項中「別記様式第八」と、同条第四項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第四」とあるのは「別記様式第九」と、同条第七項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十」と読み替えるものとする。

4　確認を受けた個人事業者又は法人が、当該確認を受け被災労働者を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等以後新たに避難解除区域等となった区域に当該事業所を移転し、若しくは新たに被災労働者を雇用する事業所を設置し、又は当該区域内に現に存する事業所において被災労働者を雇用する場合は、別記様式第十一による届出書に必要な書類を添えて、福島県知事に届け出ることができる。

5　（略）

6　前条第三項、第八項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同条第三項中「第一項」とあるのは、「第十三条第一項」と読み替えるものとする。

（新設）

（法第三十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第十四条　確認（法第三十八条に規定する確認をいう。）を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十二による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）